

# 要介護認定有効期間終了のお知らせ (更新勧奨通知)について

要介護認定有効期間終了のお知らせ(更新勧奨通知)は、介護認定有効期間が満了になられる方を対象に、介護認定有効期間が終了する月の2か月前にサービスの利用があった被保険者に送付しています。

ただし、送付する月の2か月前の大阪府国民健康保険団体連合会の介護サービス利用データをもとに抽出しています。

そのため、下記のとおり介護サービスの利用月によっては、介護サービスを利用していても要介護認定有効期間終了のお知らせ(更新勧奨通知)が送付されないケースがございますので、ご注意ください。

例)

● (更新勧奨通知送付)  
※更新勧奨送付月の前々月に介護サービスを利用した者に勧奨通知を送付しています

● 認定期限 12月31日の場合 → 更新勧奨通知は10月末送付 → 更新勧奨通知送付の判断月は8月サービス利用有無

介護サービス利用月 (利用有=○、利用無=×)					判断 基準月			勧奨通知 送付月			有効期間 終了月
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
Aさん	×	×	×	○	○	○	○	○	○		
Bさん	○	○	○	○	×	×	×	×	×		
Cさん	○	○	○	○	×	○	○	○	○		
Dさん	×	×	×	×	○	×	×	×	×		

↓

Aさん：8月に介護サービスを利用しているため 勧奨通知は送付されます  
Bさん：8月に介護サービスを利用していないため 勧奨通知は送付されません  
Cさん：8月以外は介護サービスを利用しているものの、8月はサービスを利用していないため 勧奨通知は送付されません  
Dさん：8月以外は介護サービスを利用していないものの、8月はサービスを利用しているため 勧奨通知は送付されます